

農地を農業以外のために使用する場合は手手続きが必要です

農地を農業以外の目的で利用することは、農地法で制限されています。農地に住宅を建設したり、農地を駐車場などに利用する際は、農地転用許可申請のほか、農業振興地域農用地区域に該当している部分は除外の手続きが必要です。

農用地利用計画の変更申出（除外・編入）の受付日変更のお知らせ

令和3年4月～
3年度～

令和3年4月以降は、
受付を年6回から年3回に変更します

- 変更前の受付日（～令和3年3月）：各奇数月の10日
- 変更後の受付日（令和3年4月～）：6月、10月、2月の各月20日
(20日が週休日の場合は、翌開庁日)



来年度（令和3年度）
の最初の受付日は、
6月21日となります。

農林水産課農林業振興係 ☎46-1378

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～11月11日は「火災の予防に向けた活動を行う日」です～
11月9日から11月15日は令和2年秋季全国火災予防運動が実施されます。

令和2年秋季全国火災予防運動

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

2020年度全国統一防火標語 『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

全国では、火災による死者は毎年1,500人前後にのぼっています。火災による被害をなくすために、火災が起きる原因を知り、日頃から注意すること、そして万が一出火した時に、どのような行動をすべきか覚えておきましょう。火災による被害を少なくしていくために、家族や地域ぐるみで防火意識を高めましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

—3つの習慣・4つの対策—



- | | |
|--------------|---|
| 3つの習慣 | <ul style="list-style-type: none"> ○寝たばこは、絶対やめる。 ○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。 ○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。 |
| 4つの対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。 ○寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。 ○火災をさういちうに消すために、住宅用消火器などを設置する。 ○お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。 |

総務課危機対策係 ☎46-1376

おらほの 納税教室

漁業や農業、個人事業での収入（不動産を含む）がある人へ

青色申告と白色申告の違い

項目	青色申告	白色申告
帳簿	現金出納帳+白色申告で必要な帳簿	売上帳、仕入帳、経費帳など
事前の届出	必要	不要
確定申告時の作成書類	所得税青色申告決算書	収支内訳書
税制上の優遇処置	さまざまな特典があります。 ※詳細は、「青色申告の主な特典」のとおりです。	なし

青色申告の主な特典

- ★事業所得から55万円を控除できる「青色申告特別控除」
複式簿記により記帳している人は、一定の要件の下で55万円を控除することができます。
e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行うと65万円の控除額が受けられます（簡易な帳簿の場合は、最大10万円控除）。
- ★事業を手伝う家族への給料が全額経費になる「青色専従者給与」
生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、かつ、その事業に6ヶ月以上従事している人に支払う給与について、仕事の内容から相当な金額を支払う場合は、必要経費にすることができます。（「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出が必要です）。



青色申告にするためには、何をすればいいの？

青色申告にするためには、税務署への申請が必要です。青色申告をしようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を気仙沼税務署に提出して、承認を受けると青色申告を利用することができます。

令和3年分から青色申告を始めたい場合は、令和3年3月15日までに申請が必要となります。
※青色申告についてご不明な点は気仙沼税務署（☎22-6780）へご相談ください。

青色申告の特典を生かして、節税効果を高めよう！

家族で事業を営んでいる場合や、毎年の収入の変動が大きいような場合は、青色申告をお勧めします。上記で挙げた特典のほかにも有利なことがあるので、節税効果は高くなります。

また、自分で申告するのが不安な人は、税理士に依頼する方法や商工会に相談する方法があり、これらの委託料は必要経費に含めることができます。



* 今月の税・保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

- 固定資産税……………第4期
- 国民健康保険税……………第6期
- 介護保険料……………第5期
- 後期高齢者医療保険料…第5期

納付期限
11月30日(月)

口座振替日
11月25日(水)

問 町民税務課税務係 ☎46-1372